

株式会社えみのわ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。2025年12月1日～2027年11月30日の行動計画は、目標2については2023年12月1日～2025年11月30日の行動計画を継続する。

以下、その理由。

目標2は未達成の為。

1. 計画期間 2025年 12月 1日～ 2027年 11月 30日までの 2年間
2. 内容

目標1：育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率80%以上

女性社員・・・取得率90%以上

＜対策＞

- 2025年12月～ 育児・介護両立支援窓口の趣旨や利用方法を改めて周知する
- 2025年12月～ 休暇を取りやすい環境の整備に向け、欠員が出た場合も補えるよう常勤換算数9.7を目標とし、従業員の募集及び、派遣職員の採用に取り組む

目標2：年次有給休暇を10日以上取得することができる社員一人当たりの年次有給休暇取得日数を、取得義務5日+4日の9日以上とする。

＜対策＞

- 2025年12月～ 年次有給休暇取得予定表を作成する理由を改めて周知し、取得促進を図る

目標3：全従業員の時間外労働時間を月20時間未満とする。

＜対策＞

- 2025年12月～ 人員の不足により発生している時間外労働を減らすために、常勤換算数9.7を目標にとし、従業員の募集及び、派遣職員の採用に取り組む

＜参考＞2023年12月1日～2025年11月30日の行動計画

目標1：育児、親の介護による年次有給休暇取得促進、男性の育児休業取得のための育児・介護両立支援窓口の趣旨や利用方法を再度周知し、休暇を取りやすい環境の整備をする。

目標2：年次有給休暇を10日以上取得することができる社員一人当たりの年次有給休暇取得日数を、取得義務5日+4日の9日以上とする